

大阪府統一国保NO!
撤回求める意思統一集会

2025.2.3大阪社保協/大商連

本日のスケジュール

- 19：00 開会あいさつ
- 19：05 2025年度統一保険料について～
大阪府のレクチャーから
- 19：25 各地域からの報告
- 20：10 大阪社保協自治体キャラバン行動
での各自治体の動向について
- 20：30 閉会あいさつ

各地域からの発言

- ★寝屋川市
- ★豊中市
- ★東大阪市
- ★摂津市
- ★寝屋川市
- ★能勢町
- ★守口市
- ★大阪市

大阪社保協自治体キャラバン行動 での各自治体の動向について

大阪社保協 事務局長 寺内順子

2023年度自治体キャラバン行動での統一 国保の問題点の指摘

- 保険料が全国一高い
- 黒字でも保険料を下げられない
- 優れた保険料減免が全廃
- 優れた一部負担金減免が全廃
- いいことをしようとする
納付金が拡大し保険料が上がる

大阪の統一国保

今年大阪府で国民健康保険が統一され大阪のどこにいても「同一世帯所得・同一加入者人数」であれば同じ保険料となりました。大阪府は「受益と負担が公平になる」といっていますがメリットがあるのでしょうか？

世帯所得200万円の40歳未満と中学生、小学生の4人家族の保険料(年額)

大阪府統一保険料	金額
統一保険料	406,123
堺市	410,000
四條市	397,000
高槻市	374,254
枚方市	372,790
松原市	365,571
富田町	362,000
高石市	354,401
茨木市	342,266
千早市	335,301

大阪、高すぎるんちゃう

デメリットがいっぱい

- 1** **デメリット** 保険料がめっちゃ高い
- 2** **デメリット** 国保会計が黒字でも保険料を下げられない
大阪府内の多くの自治体の国保会計は黒字で基金をたくさん積み上げているのに保険料を引き下げることができません。2022年度の決算+基金残高の一人当たり額が1万円を超えている自治体：守口市・貝塚市・大東市・羽曳野市・藤井寺市・東大阪市・飯南町・島本町・龍野町・田尻町
- 3** **デメリット** 手厚い自治体独自の保険料減免制度が廃止
低所得者減免・ひとり親減免・障がい者減免など自治体の努力と市民の運動で作ってきた様々な減免制度が統一を理由に廃止されました。
- 4** **デメリット** 一部負担金低所得者減免制度を廃止
東大阪市、八尾市、柏原市などは低所得者に対する一部負担金(医療機関で支払う医療費)減免制度を統一を理由に廃止しました。
- 5** **デメリット** いいことをしようすると保険料が上がる
もし、保険料の手厚い減免や内容のすぐれた保険制度をしようとするすべて保険料計算に含まれてしまうため保険料が上がる

わたしたちは払える保険料にするために「統一の廃止」を求めて運動をしています。

大阪社会保障推進協議会
メール osakasha@ccopy.com.ne.jp HP「大阪社保」で検索

「なぜ統一国保料が日本一高いのか？」

「大阪の医療費が高いからと大阪府からきいている」

「大阪の医療費が日本一高いわけではない」

令和4年度全国都道府県ごと国保医療費 (厚労省全国医療費地域差分析より)

	計			地域差指数	順位						
	円										
全国平均	395,006	1.000	—								
北海道	413,099	1.046	16	富山県	388,914	0.985	32	鳥取県	401,512	1.016	23
青森県	365,370	0.925	45	石川県	419,711	1.063	13	島根県	451,856	1.144	5
岩手県	387,862	0.982	34	福井県	406,607	1.029	22	岡山県	432,151	1.094	9
宮城県	398,233	1.008	25	山梨県	377,620	0.956	37	広島県	411,492	1.042	17
秋田県	401,508	1.016	24	長野県	377,832	0.957	36	山口県	458,627	1.161	3
山形県	397,071	1.005	26	岐阜県	393,508	0.996	30	徳島県	430,088	1.089	11
福島県	371,170	0.940	41	静岡県	374,926	0.949	39	香川県	450,195	1.140	6
茨城県	345,092	0.874	47	愛知県	366,657	0.928	44	愛媛県	407,854	1.033	21
栃木県	368,441	0.933	42	三重県	395,699	1.002	27	高知県	430,980	1.091	10
群馬県	375,463	0.951	38	滋賀県	388,818	0.984	33	福岡県	417,097	1.056	14
埼玉県	362,541	0.918	46	京都府	410,091	1.038	20	佐賀県	484,450	1.226	1
千葉県	366,802	0.929	43	大阪府	425,629	1.078	12	長崎県	445,198	1.127	7
東京都	395,443	1.001	28	兵庫県	411,338	1.041	19	熊本県	443,662	1.123	8
神奈川県	383,333	0.970	35	奈良県	389,382	0.986	31	大分県	452,639	1.146	4
新潟県	374,415	0.948	40	和歌山県	394,911	1.000	29	宮崎県	413,817	1.048	15
宮城県	398,233	1.008	25					鹿児島県	467,320	1.183	2
								沖縄県	411,467	1.042	18

前述の指摘及び「そもそも大阪府の納付金計算は正しいのか？」という大阪社保協の指摘を受けて2023年9月の大阪府国保運営方針案に対する法定意見聴取での市町村の意見に私たちの主張が反映

市町村からの意見(法定意見聴取)

岸和田市

令和6年度から保険料が完全統一となるが、現時点では、全国的に統一となる都道府県はわずかであり、その一方、府内市町村においては、統一化により保険料上昇となる自治体も多い。そのため、被保険者の理解を得るのが困難になると推測され、ひいては広域化の意義・目的が問われかねない状況に陥る可能性もある。保険料統一の意義、統一化による現在及び将来に渡るメリット等を強調すべきではないか。

大阪府の示す市町村標準保険料率は全国的に見ても高い水準にある一方、大阪府における一人当たり医療費はそこまでの水準に達しておらず、結果として事業費納付金算定が高すぎるとの批判が寄せられており、大阪府としての見解を伺いたい。また、こうした批判を踏まえ、適正な推計に基づいたより精緻な算定の実施をお願いしたい。

市町村からの意見(法定意見聴取)

枚方市

事業費納付金として集める範囲に保険事業費(独自事業分)を含めるべきではない。市町村によって実施内容や所要額が異なり、保険事業の内容の精査・検証も行われていない独自事業分の保険事業に、全市町村が公平に負担する保険料を充てるべきではないと考えます。各市町村が独自で実施する保険事業は、それぞれの市町村の財源等を充てて実施するものとし、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。

市町村からの意見(法定意見聴取)

寝屋川市

次期国民健康保険運営方針を策定・実施するにあたり、市町村に過度な負担とならないよう、適宜、制度内容を見直していただきたい。府内市町村における医療費等の見込みについて、過不足が発生しないように精緻に推計を行っていただきたい。応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合について、賦課割合を見直していただきたい。被保険者の負担軽減を図るため、様々な財源・施策をもって府内統一保険料の引き下げを行っていただきたい。他の都道府県の保険料水準を踏まえ、負担の公平性・平準化を図るとともに、激変緩和期間について、再度、検討していただきたい。財政調整事業に係る抑制額等については、当該事業の効果額を算出した上で、納付金額を決定していただきたい。これまで各市町村が独自で行ってきた経過を踏まえ、被保険者の負担軽減となるよう、柔軟な対応を可能とするとともに、府内統一基準についても拡充を検討していただきたい。

市町村からの意見(法定意見聴取)

河内長野市

財政調整基金の繰出しについて、市町村においては、令和5年度まで激変緩和措置により、基金を活用してきたところである。ただ、令和6年度から統一保険料率による収納状況の先行きが不透明なこと等からある一定の基金を保有している。標準保険料率が上昇していくことにより、被保険者からの基金活用の要望が大きくなることが想像できる。今回の運営指針(素案)では、「基金の繰出しにおいて、保険料率引下げを目的とした繰出しは認めない」とされており、また、「府及び市町村における国民健康保険特別会計のあり方について引き続き検討を行う。」とされていることから、早々の検討が必要と考える。

市町村からの意見(法定意見聴取)

河内長野市

保険料の減免については、府内統一基準とされるが、それまでの独自減免における被保険者の状況を加味したきめ細かいサービスが行えなくなる。府内統一にされることにより「別に定める基準」についてもそれに合った変更も必要と考える。また、「別に定める基準」においては、障がい者、多子世帯などに対する配慮を含めた検討が必要と考える。

市町村からの意見(法定意見徴収)

大東市

低所得世帯及び多子世帯の減免について 国保加入者は相対的に所得水準が低いという構造的な課題があり、保険料においては法定軽減等一定の配慮がなされているものの、基準を少し超えた軽減等非該当の低所得世帯の負担は大きい。また、このような世帯は恒常的に所得水準が一定である場合が多く、現行の減免(災害、所得減少、拘禁、旧被扶養者)では対応できないことから、府内統一基準において低所得者に対する減免を検討すべきである。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割軽減が導入されたが、軽減期間が短く十分なものとは言えない。均等割は多子世帯になるほど負担が増える制度であり、子育て世帯の更なる負担軽減を図るためにも多子世帯に対する保険料の減免について検討していただきたい。

寝屋川市の動き

大阪府で保険料が統一されるため

あなたの保険料 高くなるかも

市独自!! これまでの国民健康保険料の負担軽減額 6年間で34億円!

平成30年度から、市独自の保険料負担軽減を行ってきました(下の表のとおり)。

4人家族(世帯所得:年210万円)の場合、これまでの国民健康保険料(年額)は…

	府統一保険料	市独自の保険料	軽減額	基金活用額
平成30年度	381,400円	370,100円	11,300円	3.1億円
令和元年度	404,700円	370,100円	34,600円	6.3億円
令和2年度	421,500円	370,100円	51,400円	8.9億円
令和3年度	421,500円	393,000円	28,500円	6.3億円
令和4年度	425,800円	408,900円	16,900円	3.9億円
令和5年度	454,900円	420,900円	34,000円	5.5億円

しかし
令和6年度からは、府内で保険料が「完全統一」となり、独自の負担軽減が出来なくなります

本市は保険料を独自で安くできるように大阪府に求めています!!

お問い合わせ先 市民サービス部 国民健康保険担当 ☎825-2238

ご注意ください

令和6年度から国民健康保険料が府内統一されます

～府内で同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料～

これまでの市独自の保険料の負担軽減額 **6年間で34億円**

保険料(府内統一)
(所得210万円、4人世帯)

年度	府統一保険料	市独自の保険料	軽減額	基金活用額
平成30年度	381,400円	370,100円	11,300円	3.1億円
...
令和4年度	425,800円	408,900円	16,900円	3.9億円
令和5年度	454,900円	420,900円	34,000円	5.5億円

令和6年度 **471,443円** × × ×

高くなります

これまで続けてきた市独自の負担軽減はできなくなりました
市は、府に対して保険料の引き下げ等により安くなるよう要望しています

【参考】

世帯構成	令和5年度	令和6年度	増加額	1期当たり支払額(6~3月の10期)
所得なし、1人世帯	28,200円	33,445円	5,245円	約 3,300円
所得60万円、1人世帯	70,900円	81,788円	10,888円	約 8,200円
所得110万円、1人世帯	188,300円	214,134円	25,834円	約 21,400円

問：市民サービス部国民健康保険担当 ☎613・1182

2024年度キャラバンでは「2023年度単年度赤字になった」という声が多くだされた(大阪府によると37自治体が赤字に)

【市町村からだされた要因】

- 収納率が下がり保険料が集めきれない
- 保険者努力支援金(市町村分)が先取りされ(納付金計算の時に入れられた)たため
- 被保険者数が予想以上に減った
- 納付金計算がただしいのか疑問に思うという声も・・・

大阪府国保会計の状況は？

大阪府国保特別会計決算

大阪府特別会計決算ページより作成

収入 単位:円	科目	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		2018年度		2019年度		2020年度	
		(実績)	構成比	(実績)	構成比	(実績)	構成比
単年度収入 (経常収入)	事業費納付金	266,739,826,620	31.6%	268,752,429,532	32.1%	269,730,742,590	32.3%
	国庫支出金	259,755,305,878	30.8%	260,806,678,959	31.1%	265,938,107,348	31.9%
	前期高齢者交付金	257,811,128,768	30.5%	240,756,571,250	28.7%	243,265,203,574	29.2%
	共同事業交付金	947,839,633	0.1%	976,134,310	0.1%	1,293,683,181	0.2%
	財産収入	3,180,753	0.0%	4,528,160	0.0%	3,541,060	0.0%
	他会計繰入金	53,766,482,006	6.4%	54,133,706,740	6.5%	53,443,753,890	6.4%
	基金繰入金	1,842,160,286	0.2%	4,433,669,297	0.5%	559,130,590	0.1%
	繰越金	0	0.0%	7,375,772,591	0.9%	122,434,118	0.0%
	諸収入	0	0.0%	165,312,704	0.0%	133,308,434	0.0%
	療養給付金交付金	3,439,121,000	0.4%	208,789,000	0.0%		0.0%
合計 (収入総額)		844,305,044,944		837,613,592,543		834,489,904,785	

支出 単位:円	科目	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
		2018年度		2019年度		2020年度	
		(実績)	構成比	(実績)	構成比	(実績)	構成比
単年度支出 (経常支出)	国民健康保険事業費	836,929,541,009	100.0%	837,491,158,425	100.0%	808,733,469,579	100.0%
	予備費		0.0%		0.0%		0.0%
合計 (支出総額)		836,929,541,009		837,491,158,425		808,733,469,579	

収支決算		7,375,503,935		122,434,118		25,756,435,206	
財政安定化基金残高		18,217,000,000		13,788,000,000		13,432,000,000	
決算+基金残高		25,592,503,935		13,910,434,118		39,188,435,206	

大阪府国保特別会計決算

収入 単位:円	科目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		2021年度		2022年度		2023年度	
		(実績)	構成比	(実績)	構成比	(実績)	構成比
単年度収入 (経常収入)	事業費納付金	270,925,699,528	31.3%	272,558,931,960	32.6%	285,334,384,883	34.6%
	国庫支出金	265,735,821,739	30.7%	261,981,548,323	31.3%	247,635,047,983	30.0%
	前期高齢者交付金	248,737,495,614	28.7%	224,383,947,809	26.8%	222,725,916,489	27.0%
	共同事業交付金	1,575,974,210	0.2%	1,718,223,715	0.2%	1,764,354,411	0.2%
	財産収入	3,371,058	0.0%	3,285,810	0.0%	5,236,814	0.0%
	他会計繰入金	51,817,726,409	6.0%	56,074,401,280	6.7%	56,556,017,492	6.9%
	基金繰入金	306,847,943	0.0%	204,565,295	0.0%	2,476,660,599	0.3%
	繰越金	25,756,435,206	3.0%	19,218,198,387	2.3%	7,890,829,492	1.0%
	諸収入	388,111,165	0.0%	728,391,057	0.1%	506,931,931	0.1%
	療養給付金交付金		0.0%	2335000	0.0%	0	0.0%
合計 (収入総額)		865,247,482,872		836,873,828,636		824,895,380,094	

支出 単位:円	科目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		2021年度		2022年度		2023年度	
		(実績)	構成比	(実績)	構成比	(実績)	構成比
単年度支出 (経常支出)	国民健康保険事業費	846,029,284,485	100.0%	828,982,999,144	100.0%	810,457,406,749	100.0%
	予備費		0.0%		0.0%	0	0.0%
合計 (支出総額)		846,029,284,485		828,982,999,144		810,457,406,749	

	収支決算	19,218,198,387		7,890,829,492		14,437,973,345	
	財政安定化基金残高	14,393,000,000		15,482,000,000		15,410,000,000	
	決算+基金残高	33,611,198,387		23,372,829,492		29,847,973,345	

国保運営方針は「**技術的助言**」で法令ではない。あくまで市町村の「**合意**」に基づくもの

技術的助言とは、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるとされているもの。(総務省ホームページから)

「合意できない」と自治体が反旗を 翻すことは可能か

- 2025年4月から高槻市が大阪府の中ではじめて
子どもの医療費無料制度(窓口負担ゼロ)を実施
- この制度は大阪府制度の枠組みで実施
- 大阪府・高槻市医師会・大阪府医師会との調整
を経て、システム改修を完了。

統一国保は地方自治への不当な介入

地方財政法第二条（地方財政運営の基本）

地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。

2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない